

## 令和8年度適正服薬等の推進に係る通知書作成等業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和8年度適正服薬等の推進に係る通知書作成等業務委託

### 2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 目的

多剤服薬等により薬物有害事象（以下「ポリファーマシー」という。）のリスクが高い被保険者に対し、ポリファーマシーに関する注意喚起や、服薬行動の課題を改善・解消するための行動変容を促す通知を発送し、服薬行動を適正な状態に保ち、もって医療費の適正化を図る。

### 4 事業概要

被保険者の服薬等の状況から多剤服薬や重複服薬など服薬等に課題がある対象者を抽出し、薬局への相談を勧奨する通知文書等を対象者に発送する。通知文書等の発送直後は、コールセンターを設置し、被保険者等からの問い合わせに対応する。

### 5 対象者数 5,000人

### 6 主な業務内容

受託者（以下「乙」という。）が実施する業務内容は次のとおりとする。

#### (1) 調査レポートの作成

乙は、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）が提供するレセプトデータ及び被保険者データから、次に掲げる条件に該当する被保険者を調査し、本事業の候補者を選定するための調査レポートを作成し、甲に提出する。なお、調査レポートは、県全体と市区町村別に分析し、その詳細は、別途協議し決定する。

- ① 令和8年1月から令和8年3月までの全ての月で、内服（内用）薬又は内服薬と同等の作用を有する外用薬等を10剤以上服用しているもの
- ② 令和8年1月から令和8年3月までの全ての月で、2つ以上の処方元医療機関（院内調剤を含む。）かつ2つ以上の処方薬局にかかっているもの
- ③ 傷病禁忌、併用禁忌、重複（同一成分・同種同効）及び長期服用等の各項目の全部又はいずれかに該当し、ポリファーマシーの可能性が高いと考えられるもの
- ④ 医科レセプトの傷病名等の把握に努め、がん、てんかん、精神疾患及び難病等に該当するもの

#### (2) 候補者リストの作成

- ① 乙は、調査レポートを基に、県全体及び市町村ごとに候補者リストを作成し、甲に提出する。候

補者の詳細条件は、別途協議し決定する。

- ② 候補者リストは、甲が指定する期限までに、Microsoft Excel で加工可能な状態で納品する。なお、候補者リストの項目は別添1を基本とし、詳細は別途協議し決定する。

(3) 対象者リストの作成

- ① 乙は、県全体及び市区町村ごとに、候補者データ並びに甲から提供を受けた候補者に係る被保険者資格データ、送付先情報データ及び除外者データを用いて本事業の対象者リストを作成し、甲に提出する。
- ② 対象者リストの項目は候補者リストと同様、別添1を基本とし、詳細は別途協議する。
- ③ 乙は、対象者リストの作成後も、随時甲から提供を受けた被保険者資格データ及び送付先情報データを用いて対象者リストの内容を最新の情報に更新する。提供の日付及び回数は、別途協議し決定する。

(4) 通知文書等の作成

乙は、次の①から④までの通知文書等を作成する。各種送付物のデザイン及び記載内容は高齢者に見やすいものとし、通知の趣旨を理解しやすいものとするため、双方協議のうえ、決定する。通知等の内容は、事前に甲が校正を行う日程を考慮して、8月中旬から下旬までに発送できるようスケジュールを調整すること。

- ① 窓付き封筒（角形2号又は角形20号を想定）

A4用紙を折らずに送付できるよう調整すること。

- ② 服薬状況のお知らせ（A3サイズ 二つ折り 両面カラー1枚を想定）

医療従事者が服薬適正のための指導ができるよう、傷病禁忌、併用禁忌、重複（同一成分・同種同効）及び長期服用の項目ごとに対象薬剤を記載し、服薬状況のお知らせは、原則として次の事項を記載すること。ただし、詳細は通知のデザインに応じ、別途協議し決定する。

ア 宛名（郵便番号、住所、氏名）

宛名の作成にあたっては対象者リストを参照すること。

イ 被保険者氏名

ウ 問い合わせ番号（通知番号）

エ 処方月

オ 処方情報（医療機関・薬局、薬品名、数量及び単位）

カ コールセンターの問い合わせ先

- ③ 案内文書（A4サイズ 両面カラー1枚を想定）

薬局等への相談を勧奨する内容を記載する。

- ④ ポリファーマシー対策事業報告書（A4サイズ 両面カラー2枚程度を想定）

デザインは甲より提供し、個人情報等の印刷はしない。

<留意事項>

通知文書等は、紛失、住所変更等再送付の対応も考慮し、不足が生じないようにすること。

(5) 通知文書等の印刷及び封入封緘

乙は、対象者リストを基に通知文書等の印刷及び封入封緘を行う。

(6) 通知文等の引き抜き及び差替え

① 乙は、通知文の作成後も、発送に至る前に最新の被保険者資格データ及び送付先情報データにより修正された対象者リストに基づき、通知の差し替え又は引き抜きを行う。当該データにより住所及び氏名等送付に係る情報が変更された場合は、最新の情報に通知文を差し替えたうえで送付し、資格喪失者である場合は、送付を差し止めるための通知一式の引き抜きを行う。被保険者資格データ及び送付先情報データの受け渡し期限等は、別途協議し決定する。

② 引き抜いた通知一式は、甲に引き渡す。

(7) 通知の発送

① 乙は、通知文等を発送する。

② 発送日は双方協議の上、確定する。送付の際の郵送料は乙の負担とする。郵送後の返戻に係る再送付は、甲が対象者の住所等を確認したうえで、コールセンターから送付することとする。

(8) 実施状況一覧の作成

乙は対象者リストを基に、実施状況一覧を作成する。内容は別添2を基本とする。

(9) 対象者リスト及び実施状況一覧の納品

乙は、対象者リスト及び実施状況一覧の電子データを、甲が指定する期限までに、Microsoft Excelで加工可能な状態で納品する。

(10) コールセンターの設置

① 乙は、通知を受領した被保険者並びに相談及び指導にあたる医療機関等からの問い合わせ及び通知の再発送等に対応するため、フリーダイヤルによる電話対応を行うコールセンターを設置する。

② コールセンターの開設日時は、発送日の翌日から発送日の属する月の翌月末までの期間で、月曜日から金曜日まで（祝日は除く。）の午前9時から午後5時までとする。

③ 乙はあらかじめ現場従事者の名簿を提出するものとし、変更が生じた場合は速やかに変更後の名簿を甲に提出すること。

(11) コールセンターの業務内容

① コールセンターの業務内容は、被保険者が自ら「服薬状況のお知らせ等」を薬局に持参し、相談につなげるための趣旨説明を主とする。通知に記載した薬の説明及び対処方法など専門的な説明は原則として不要である。コールセンターにおける業務体制及び対応方法（マニュアル等）は、別途協議し決定する。

② 通知に関すること、高齢者のポリファーマシーの防止に関すること又は調剤・処方等に関すること等問い合わせには丁寧に対応し、マニュアル等による対応を基本としつつ、解決すること。また、翌年度以後の通知を拒否する被保険者については把握に努めること。

③ コールセンターで回答等ができず、甲による対応が必要な場合及び甲の対応の要否にかかわらずクレームを受けた場合は、エスカレーションシートを作成し、甲に電子メールで送付する。電子メールを送付する際は「パスワード」を設定すること。なお、甲による対応が必要な問い合わせを受けた場合は、速やかに甲に電話連絡し、対応を求めること。

④ 乙が通知の再送付の依頼を受けたとき（甲からコールセンターへの依頼を含む。）は、対象者リストを確認し、対象者であることが確認できた場合は、当日又は翌営業日に通知の再発送を行う。再送付の際の郵送料は乙の負担とする。なお、甲からの依頼による再送付において、対象者リストと異なる住所、送付先氏名への送付になる場合には、対象者リストを更新する。

#### (12) 問い合わせ内容一覧、日次報告書及びエスカレーションシートの作成

通知対象者からの電話による問合せ内容、対応結果及び件数は、問い合わせ内容一覧、日次報告書（件数）及びエスカレーションシートにまとめて甲に報告する。各様式の仕様及び報告回数は、別途協議し決定する。

#### (13) 事業効果検証報告書の作成

乙は、本事業の効果検証のため、事業効果検証報告書を作成する。報告書の主な内容は、次のとおりとし、詳細は別途協議し決定する。

- ① 通知発送後の令和8年9月から令和8年11月のレセプト等データを分析し、対象者の医療機関受診及び服薬状況により、検証した事業効果
- ② 薬局から提出されたポリファーマシー対策事業報告書データにより、薬局において助言及び指導を受けた対象者に係る事業効果
- ③ 対象者リストを基にした各市区町村における改善率等の事業効果（検証においては、地域性の把握に努めること。）
- ④ 実施状況一覧に、薬局等において指導を実施者した数（指導実施者数）
- ⑤ その他効果検証に有益と考えられる分析による事業効果

## 7 提供データ

(1) 甲から乙に提供するデータは次のとおりとする。ただし、各リストの作成方法等に応じ、提供するデータ及びその形式は、別途協議する。

- ① 被保険者マスタ
- ② 外字ファイル
- ③ レセプトデータ  
医科：21\_RECDEINFO\_MED.csv  
DPC：22\_RECDEINFO\_DPC.csv  
調剤：24\_RECDEINFO\_PHA.csv  
ア 対象者抽出・県内状況分析用 令和7年4月～令和8年3月診療分  
イ 効果測定用 令和8年9月～11月診療分（発送日により変更する可能性あり）
- ④ 保険者番号一覧
- ⑤ 除外者データ

- ⑥ 被保険者資格データ
- ⑦ 送付先情報データ
- ⑧ ポリファーマシー対策事業報告書データ

- (2) 乙は、甲が乙にデータ提供を行うにあたり、運搬に係るセキュリティ体制を整え、プライバシーガード便を使用すること。
- (3) データの提供に係る郵送料等の費用（媒体（暗号化及びパスワード機能を備えた外部記憶媒体等）の費用を含む。）は、乙の負担とする。

## 8 成果品及び納品期限

乙から甲に提出する成果品は次のとおりとし、納期限は令和9年3月を目処に別途協議する。

- (1) 事業効果検証報告書
- (2) コールセンター問合せ内容一覧、エスカレーションシート及び日次報告書
- (3) 対象者リスト

## 9 契約後のスケジュール

令和8年5月中旬	被保険者マスタ・外字ファイル・レセプトデータ・保険者番号一覧・送付先情報データの提供（甲→乙）
7月上旬	調査レポートの作成・納品（乙→甲） 候補者リストの作成・納品（乙→甲）
7月中旬から下旬	被保険者資格・送付先情報データ・除外者データの提供（甲→乙） 対象者リストの作成
8月上旬	通知文書等の印刷及び封入封緘 被保険者資格データ・送付先情報データの提供（甲→乙） 通知文書等の引抜き及び差し替え対応 対象者リストの修正・市区町村別データの作成 実施状況一覧の作成 対象者リスト及び実施状況一覧の納品（乙→甲）
8月中旬から下旬	通知文書等の発送 コールセンター開設
9月から12月	薬局による助言及び指導期間開始 コールセンター閉設（9月末予定）
令和9年1月中旬	効果測定用データ（令和8年9月から令和8年11月診療分のレセプト）の提供（甲→乙）
2月中旬	ポリファーマシー対策事業報告書データの受渡し（甲→乙）
3月下旬	成果品の納品

## 10 個人情報についての取扱い

- (1) 日本工業規格「JISQ 15001：2006 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合し、個人情報について適切な措置を講ずる体制を整備・運用している事業者として認定（プライバシーマークを付与）又は、類似の認定（情報セキュリティマネジメントシステム等）を取得し、若しくは同様の基準を自社で定め現に実施し、社外に表明していること。
- (2) 乙は本業務における個人情報に関する各部門の管理責任者及び取扱担当者を定めるとともに、社

内の管理体制及び禁止事項について、甲と契約後、業務開始前に文書で提出すること。

- (3) データの搬送について盗難及び紛失等を防止するとともに、解読されない暗号化等の対策を施したうえで行うこと。
- (4) データ管理及び作業等は、十分なセキュリティ体制を整え、徹底して監視等を行うなど、事故防止に努め、あらゆるデータについて外部へ流出させないこと。なお、データを管理するサーバーはあらゆるネットワークから切り離すとともに、外部記憶媒体を接続しないこと。
- (5) 業務実施においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

## 11 その他

- (1) この仕様書に定める業務の費用は、すべて乙が負担するものとし、追加の費用が発生する場合においても乙の負担とする。
- (2) 甲が開催する会議及びその他打ち合わせ等に参加すること。
- (3) 作業により生じた成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、従前から乙が保有していた著作物の著作権を除き、甲に帰属すること。なお、乙が著作権を有する著作物であっても、甲は成果物を乙の許可を得ずに使用等ができるものとする。
- (4) 乙は、以下の事項について、あらかじめ甲に報告し、承認を得ること。また、業務の進捗について、適宜甲に報告するとともに、甲と協議する場合は、余裕のあるスケジュールを提示すること。
  - ① 作業日程、場所、体制及び担当者
  - ② データの運搬方法
  - ③ 成果物の納品方法
- (5) 成果物の作成について特許等がある場合は、乙がその使用承諾等の責任を負うこと。
- (6) 成果物に係る所有権は、すべて甲に帰属する。乙が成果物を使用する場合は、事前に甲に許可を得ること。
- (7) 事故等が発生した場合は、速やかに甲に報告するとともに、迅速かつ的確に対応すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上で疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙で協議しながら行うこと。



別添2

■令和8年度適正服薬等推進事業・実施状況一覧

市町村	基準該当者数	候補者数	通知対象者数 【確定者】	指導実施者数
01さいたま市				
02川越市				
03熊谷市				
04川口市				
05行田市				
06秩父市				
07所沢市				
08飯能市				
09加須市				
10本庄市				
11東松山市				
12春日部市				
13狭山市				
14羽生市				
15鴻巣市				
16深谷市				
17上尾市				
18草加市				
19越谷市				
20蕨市				
21戸田市				
22入間市				
23朝霞市				
24志木市				
25和光市				
26新座市				
27桶川市				
28久喜市				
29北本市				
30八潮市				
31富士見市				
32三郷市				
33蓮田市				
34坂戸市				
35幸手市				
36鶴ヶ島市				
37日高市				
38吉川市				
39ふじみ野市				
40白岡市				
41伊奈町				
42三芳町				
43毛呂山町				
44越生町				
45滑川町				
46嵐山町				
47小川町				
48川島町				
49吉見町				
50鳩山町				
51ときがわ町				
52横瀬町				
53皆野町				
54長瀬町				
55小鹿野町				
56東秩父村				
57美里町				
58神川町				
59上里町				
60寄居町				
61宮代町				
62杉戸町				
63松伏町				
合計				

※基準該当者数とは、抽出基準に該当している者の人数  
 ※候補者数とは、基準該当者より、がん、てんかん及び難病等の者を除外した人数（候補者リストの人数と同数）  
 ※通知対象者数【確定者】とは、通知発送者数  
 ※指導実施者数とは、薬剤師会から指導実施報告があった人数

※一体的実施においてハイリスクアプローチ「重複投薬・多剤投与等」の取組を実施する市町村に住所を有する者は、通知対象者から除外しています。